

海上自衛隊達第16号

技術評価開発隊の編制に関する訓令（令和5年海上自衛隊訓令第16号）第10条の規定に基づき、技術評価開発隊の内部組織に関する達を次のように定める。

令和5年3月31日

海上幕僚長代理

海上幕僚副長 海将 真殿 知彦

技術評価開発隊の内部組織に関する達
（本部技術評価科）

第1条 本部技術評価科に、次の4係を置く。

技術評価第1係

技術評価第2係

技術評価第3係

技術評価第4係

（係長）

第2条 係に、係長を置く。

2 係長は、科長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。